

第1章 計画の概要

1.1 計画の意義

1) 「総合治水計画」とは

国における本格的な総合治水対策の推進は、昭和 55 年の建設省通達「総合治水対策の推進について」が契機となっており、急激な都市化に伴う洪水流出量の増大等に対して治水上の安全を確保するため、治水施設の整備を促進するのみならず、流域の開発計画、土地利用計画等と有機的な連携、調整を図る総合的な治水対策を講ずることに加え、その流域の持つ保水・遊水機能を適正に確保することも含め、水害の防止や軽減を図ることを目的とし、特に大都市の河川流域の総合的な治水対策が進められました。

2) 市町村による総合治水計画の策定

総合治水計画の策定は、昭和 55 年建設省通達により、大都市を流れる 10 河川を指定し、その流域の市町村に義務づけられました。平成 16 年には、更なる治水対策の強化を図るため「特定都市河川浸水被害対策法」が制定され、総合治水対策推進計画の策定が法制化され、浸水規模など所定の条件を満たす流域の市町村が策定しているところです。

そして、平成 25 年度から計画規模を越える降雨に対する被害の最小化を図る取組を一層推進するため、河川管理者や下水道管理者等による浸水対策に加え、関係住民等の参画のもと、浸水被害の軽減を図る取組を行うため「100mm/h 安心プラン」が定められ、これを実施する市町村に策定が義務づけられています。

又、国の定める法令による策定のほか、浸水被害の軽減を図るため都道府県が独自に総合治水条例や豪雨対策基本方針を定め、それに基づき市町村が計画を策定しています。

3) 本市における総合治水計画

本市では、法令や都道府県条例に基づく策定義務はないものの、平成 14 年の集中豪雨・台風による 3 回の浸水被害を受け、溢水対策計画を策定し浸水の解消・縮小を目指し、ハード整備を中心に治水事業を推進してきました。しかしながら、近年ゲリラ豪雨など想定を越える降雨が全国で発生していることから、河川、下水道雨水幹線などの「流す施策」ととどまらず、雨水を「貯める、浸透させる施策」、ハザードマップや自主防災活動などの「備える施策」を総合的に体系化した総合治水計画が求められています。

そこで、今回「特定都市河川浸水被害対策法」に定める総合治水対策推進計画の施策体系を参考に、本市で今後行っていく治水対策の体系を整理し、関係各課や関

第1章 計画の概要

係機関の施策の進むべき方向を、この「会津若松市総合治水計画」（以下「本計画」という）により示すものです。

4) 会津若松市総合治水計画の基本理念

河川、下水道雨水幹線対策、流域対策及び減災対策を組み合わせることにより、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による内水被害を軽減することを旨として、市及び市民が協働し推進していきます。

1.2 計画対象の地域

本計画の対象とする地域は、本市全域を対象として浸水被害等の状況を検証し、事業を推進します。

1.3 計画の期間

本計画は、将来の土地利用の状況や社会状況の変化等を予想しながら、事業の優先順位を表すため、原則として、概ね1年～10年間を短期、11年～20年間を中期として計画期間を設定します。

短期：10年間

中期：20年間

1.4 計画の見直し

本計画は、降雨の状況の変化、法令の制定や開発状況などの社会的状況の変化などを踏まえるために10年ごとに見直すものとします。

又、事業の進捗については、個別計画において5～7年ごとに定期的な評価を行うよう努めるものとします。

1.5 治水対策の実施主体

治水対策の根幹的な施策は河川整備であり、法令に基づく計画となる場合には、流域ごとの河川整備計画を本計画に記載することとなります。

本市でも国の直轄河川である阿賀川や県の管理する一級河川湯川などが流れており、これらの整備計画は市の施策にも深く関わり治水対策に重要な役割をはたしていることから、国・県と連携して取り組むものです。

しかし、本計画は法的根拠を持たないこともあり、上位機関の個別計画に対して改めて目標を定めるものではなく、又、国や県の河川整備計画については住民に広く公表されていることから、現行の河川整備計画等の内容を示すものとし、本計画で定める計画の期間や見直しの対象としないものとします。

第1章 計画の概要

1.6 会津若松市総合治水計画の位置づけ

本計画と上位計画、関連計画及び提言書との関係は、図 1.1 に示すとおりです。

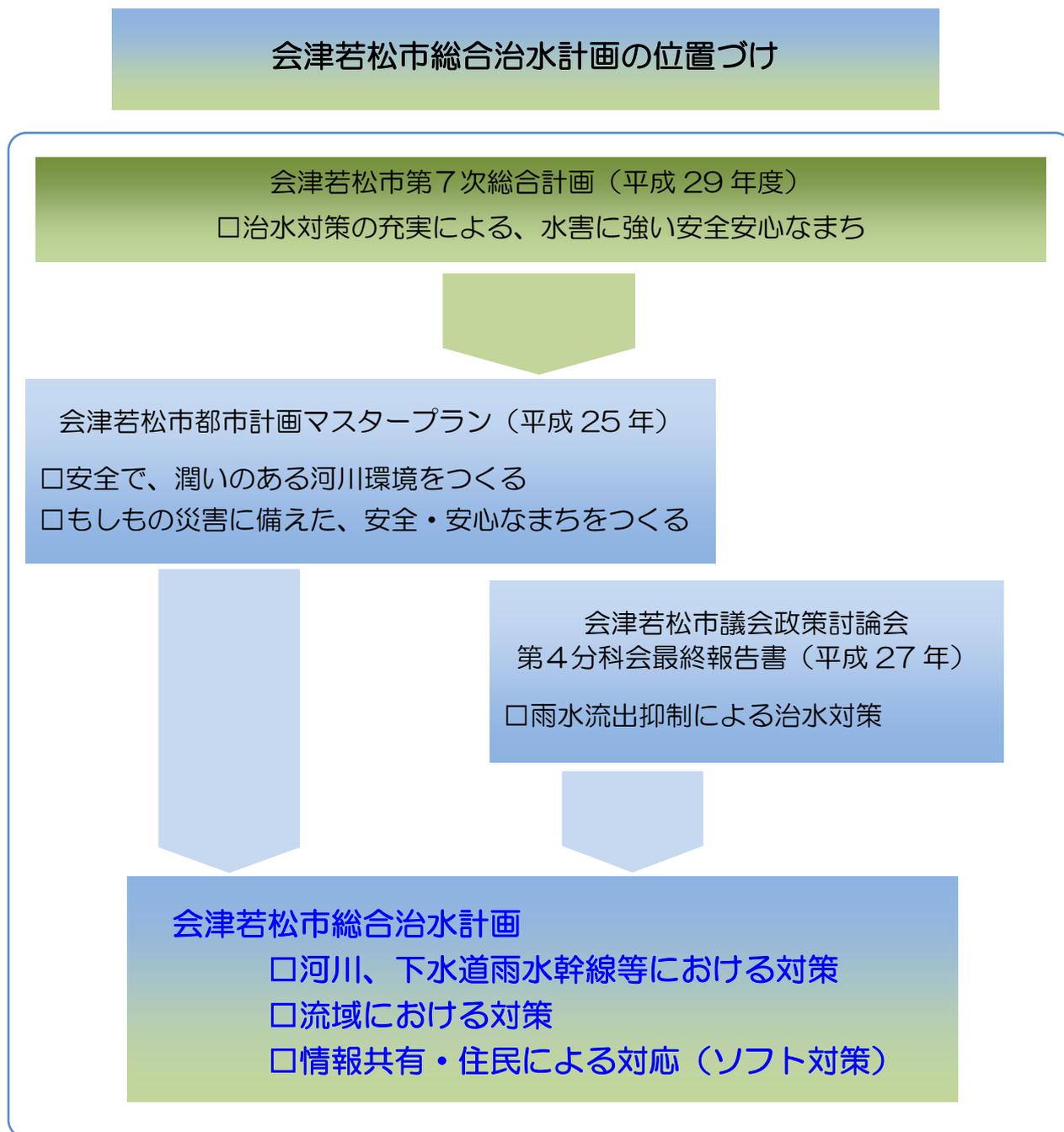


図 1.1 上位関連計画

1.7 会津若松市総合治水計画におけるこれまでの個別計画

これまでの個別計画や要綱は、次のとおりです。

1) 流す施策

①河川整備計画

河川法に定める整備計画であり、これにより準用河川である宮沢川や第二沼川の整備を行っています。今後、新たに整備する河川については、適宜、河川整備計画で策定を行っていくこととなります。

②下水道事業計画

下水道法に定める事業計画であり、これにより雨水幹線の整備を行っています。この計画は5～7年ごとに見直しが定められており、適宜、本計画の内容を踏まえて整備する雨水幹線を追加しています。

③溢水対策事業計画

平成14年の集中豪雨・台風での被害解消を目的に本市独自の溢水対策事業計画が策定されました。その後、平成20年に計画の見直しが行われ、河川や雨水幹線の整備計画に加え、水門の自動化などの維持管理に必要な設備の整備も含まれています。今後は、本計画がこの計画を引き継ぐこととなります。

2) 貯める、浸透させる施策

①開発指導要綱

都市計画法に基づき、一定規模の開発行為を行う際の基準を定めています。雨水に関しては調整池等の貯留に関する規定があり、今後は本計画の内容に対応して、整備基準を整理していきます。

3) 備える施策

①水防計画（地域防災計画）

水防法に基づき、監視、警戒、通信、連絡、水防活動をはじめ、水防のための関係者の協力体制や水防に必要な器具、資材などの運用に関する計画です。今後は、総合治水計画の内容に対応して、通信、連絡体制などを利活用した情報提供体制の強化を目指します。